

2019年7月31日

日本ウイルス学会会員各位

日本ウイルス学会選挙管理委員会

日本ウイルス学会会則に基づく理事の半数改選のための選挙を行います。1) 投票要項、2) 日本ウイルス学会被選挙人名簿、3) 投票手順書を熟読の上、9月3日正午までにご投票下さい。

日本ウイルス学会理事選挙の投票要項

1. 選挙は下記の「理事選挙細則」に基づいて行われる。

理事選挙細則：

- 1) 各会員は各分野の理事を選出する権利を有する。
- 2) 理事の分野別基礎定員を〔基礎医学〕、〔臨床医学〕、〔獣医学〕、〔農学〕、〔理学〕の5分野各々2名、計10名（分野別）とする。さらに分野に関係ない定員を18名（非分野別）とする。分野別理事と非分野別理事とは職務上区別しない。
- 3) 2年ごとに半数、14名の改選を行うが、各投票者の投票数は分野別1名以内、非分野別9名以内、計10名以内となる。
- 4) 投票方法
 - 4-1) 投票人は投票する分野を上の5分野から任意に1つを選び、その分野にふさわしいと思う被選挙人を1名以内投票する（分野別選挙）。
 - 4-2) 上記4-1)に加え、非分野別選挙を行う。即ち、分野に制限されず9名以内の被選挙人に投票する。（同一名の重複記入は無効である）。
 - 4-3) 分野別理事（1名以内を記入）と分野に関係ない理事（9名以内を記入）は同一人に重複して投票してかまわない。
- 5) 開票にあたっては、非分野別選挙により投票数順に9名の理事を決定する。その上で、分野別選挙において最も得票の高い者を分野ごとに1名ずつ選出する。
- 6) 選挙事務は理事会により選出される選挙管理委員会がこれを行う。
選挙管理委員会は、理事交代のある年に理事選挙のみを目的として、理事の選挙により選出される。
（注）被選挙権者は、被選挙人名簿に記載されている評議員です。

2. 規約により、次の会員（現理事）は被選挙権がない。

【理事任期：2016年1月1日～2019年12月31日】

黒田 和道、清水 博之、勝二 郁夫、鈴木 哲朗、鈴木 信弘、高折 晃史、高田 礼人、長谷川秀樹、堀本 泰介、俣野 哲朗、森 康子、森石 恆司、柳 雄介、吉川 哲史

【理事任期：2018年1月1日～2021年12月31日】

石井 孝司、岡部 信彦、荻和 宏明、河岡 義裕、神田 輝、木村 宏、小柳 義夫、迫田 義博、佐々木 潤、高崎 智彦、多屋 馨子、松浦 善治、松岡 雅雄、吉山 裕規

3. 投票期間は8月8日～9月3日 正午（厳守）とする。なお、期間外の投票は無効となる。

4. 投票手順については、「日本ウイルス学会理事選挙投票手順」を参照のこと。

※日本学術会議より「女性会員を積極的に役員に登用するように。」との文書が学会に届いていますので、この点もご考慮下さい。